

平成30年度から適用される住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税の主な改正点等

給与所得控除の見直し(上限額の引下げ)について

平成26年度税制改正で給与所得控除が見直され、上限額が段階的に引き下げられることとなりました。30年度は、上限が適用される給与収入額が1000万円(控除額220万円)となります。

	26年度～28年度	29年度(現行)	30年度以降
上限額が適用される給与収入額	1500万円	1200万円	1000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設について

平成28年度税制改正により、健康の保持増進および疾病予防として一定の取組を行っている個人が、本人または本人と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、1万2000円を超える金額(8万8000円が限度)の所得控除を受けられるようになりました。

●通常の医療費控除との選択適用となります。

■特定一般用医薬品とは

医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)のことです。かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬等の約1500品目が対象となります。具体的な品目は厚生労働省のホームページに掲載の「対象品目一覧」をご確認ください。

■適用期間

29年1月1日～33年12月31日の5年間(30年度住民税から5年間適用)

■適用要件とされる健康の保持増進および疾病予防への取組(一定の取組)と必要書類の具体例

次の(1)～(5)のいずれか一つに該当する検診等または予防接種を受けていることが要件とされます。

- 健康診査…人間ドックや各種健(検)診等の領収書または結果通知表
 - 予防接種…インフルエンザの予防接種または定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書または予防接種済証
 - 定期健康診断…職場で受けた定期健康診断の結果通知表
 - 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)…領収書または結果通知表
 - がん検診…市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
- 検診等または予防接種に要した費用は、控除の対象になりません。

平成30年度からクレジットカードでの納付ができるようになります

ヤフー株式会社が運営する「Yahoo! 公金支払い」サイトにパソコンやスマートフォン等で接続し、クレジットカード情報を入力することで、特別区民税・都民税(普通徴収分)、軽自動車税がクレジットカードで納付できるようになります。24時間いつでも利用できるようになります。ぜひご利用ください。詳細は区ホームページをご確認ください。

医療費控除に関する添付書類の見直しについて

平成29年度税制改正により、30年度以降の申告から、領収書の代わりに明細書の添付が必要となりました。

なお、明細書の記載内容を確認するため、法定納期限の翌日から5年間、領収書の提出を求めることがあります。領収書は自宅等で保管してください。●32年度の申告までは、領収書の添付によることもできます。

軽自動車税の税率の特例の延長

■平成29年4月1日～31年3月31日に新規検査を受けた車両で一定の環境性能を備えた軽自動車 *30年度・31年度(取得の翌年度分のみ)の軽自動車税に適用

区分		税率(年額)			
		①	②	③	
三輪		1000円	2000円	3000円	
四輪以上	乗用	自家用	2700円	5400円	8100円
		営業用	1800円	3500円	5200円
	貨物用	自家用	1300円	2500円	3800円
		営業用	1000円	1900円	2900円

①【対象】電気軽自動車、天然ガス軽自動車【基準】天然ガス軽自動車については、21年排出ガス規制に適合し、かつ21年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が10%以上少ない、または30年排出ガス規制に適合する

②【対象】ガソリン車【基準】▶排出ガス=17年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が75%以上少ない、または30年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が50%以上少ない ▶燃費性能(乗用)=32年度燃費基準値を30%以上上回る ▶燃費性能(貨物用)=27年度燃費基準値を35%以上上回る

③【対象】ガソリン車【基準】▶排出ガス=17年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が75%以上少ない、または30年排出ガス基準値より窒素酸化物の排出量が50%以上少ない ▶燃費性能(乗用)=32年度燃費基準値を10%以上上回る ▶燃費性能(貨物用)=27年度燃費基準値を15%以上上回る

●排出ガス・燃費性能の両方の基準を満たすことが必要です。

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島両法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区長賞】 羽田有瑠(菊川小) 【本所税務署長賞】 川部心音(言問小) 【東京都墨田都税事務所長賞】 萩原燈彦(横川小) 【墨田区教育委員会賞】 田村美月(業平小) 【石川画伯特別賞】 豊田陽菜(両国小) 【本所法人会長賞】 大塚咲良(両国小) 【本所法人会女性部会長賞】 上里麻尋(小梅小) 【入選】 川村奏介(業平小)、朝日陽菜(外手小)、齋藤優空(中和小)、西澤琉也(二葉小)、阿部百華(緑小)、米満みか沙、大導寺那優(柳島小)、熊井萌伊里(錦糸小)、寺田唯人(横川小)、中山愛葉(言問小)	【墨田区長賞】 高橋遼空(八広小) 【向島税務署長賞】 桜庭ゆず(隅田小) 【東京都墨田都税事務所長賞】 高橋澄玲(第三吾嬬小) 【墨田区教育委員会賞】 岡春花(第三吾嬬小) 【石川画伯特別賞】 小室風花(隅田小) 【向島法人会長賞】 富家 苺(八広小) 【向島法人会女性部会長賞】 宮野太梧(中川小) 【入選】 内林佑斗(押上小)、小島杏奈、柿沼祐花、渡辺悠斗(八広小)、椎名悠羽(梅若小)、池ノ上綾、奥山遥斗、古竹里朱(第三寺島小)、白澤悠、野間かのん(第一寺島小)

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島両納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました。

受賞者氏名等(敬称略)	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 加藤衣理(錦糸中) 【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 橋本愛沙(本所中) 【公益財団法人全国法人会総連合会会長賞】 亀沢実夢(錦糸中) 【本所税務署長賞】 高橋呼暖(安田学園中)、田場川 玲香(両国中) 【東京都墨田都税事務所長賞】 岩永勇亮(錦糸中) 【墨田区長賞】 小池由莉(墨田中) 【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 松井千夏(都立両国高附属中) 【東京税理士会本所支部長賞】 榎尾実久(両国中) 【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 小西瀨名、養田千夏(両国中)、金内佳乃、川本千夏、根津萌佳(本所中)、浅見奏枝、菊地友央、柴田裕貴(堅川中)、中村友希、高津佑大(墨田中)、帯刀安純(錦糸中)、山口美咲、伊勢田 萌水(都立両国高附属中)、國澤怜能、武政 航太郎(日大一中)、柏原颯星、廣田 遼太郎(安田学園中)	【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 牧野杏奈、友野陽哉(桜堤中) 【向島税務署長賞】 内藤舜介(吾嬬立花中)、山崎 有未加(寺島中) 【東京都墨田都税事務所長賞】 鈴木七葉(文花中) 【墨田区長賞】 千葉萌佳(文花中) 【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 田中杏実(吾嬬第二中)、宮澤希々(文花中) 【東京税理士会向島支部長賞】 佐藤涼香(桜堤中) 【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 木村優那(桜堤中)、長友愛華、白石優花、藤野陽平(吾嬬立花中)、伊澤一於、北村爽弥(吾嬬第二中)、戸田 百合愛、井上 杏、山本雄也、相澤那菜(寺島中)、鈴木麻央、田光葉奈(文花中)

税についての問合せ先

■区税(特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など) 税務課(区役所2階)

- ▶口座振替、モバイルレジ、クレジットカード ㊟5608-6133(税務係)
 - ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ㊟5608-6008(税務係)
 - ▶軽自動車税 ㊟5608-6134(税務係)
 - ▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ㊟5608-6135(課税係)
 - ▶納税相談 ㊟5608-6142(納税係)
- *月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

■国税(所得税の確定申告、e-Taxの利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など)

- ▶本所税務署(業平1-7-2) ㊟3623-5171
 - ▶向島税務署(東向島2-7-14) ㊟3614-5231
- *国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用した電子申告も可

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ㊟3625-5061
- *個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方都民税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1) ㊟3841-1271へ